

項番	現行	変更後(2023年10月1日適用開始分)	変更箇所
1	<p>第1章 総則 第7条 (盗難・紛失・カード障害時の取扱い・再発行)</p> <p>3.カードの再発行が必要となる場合、新しいカードが交付されるまでの間は、クレジットカード機能、ANAマイレージクラブ機能およびPASMO機能の利用はできないものとします。これに伴って、万が一損害等が発生したとしても各社に故意または過失がない限りはその責めを負いません。</p>	<p>第1章 総則 第7条 (盗難・紛失・カード障害時の取扱い・再発行)</p> <p>3.カードの再発行が必要となる場合、新しいカードが交付されるまでの間は、クレジットカード機能、ANAマイレージクラブ機能およびPASMO機能の利用はできないものとします。</p>	現行赤字部分の削除
2	<p>第1章 総則 第10条 (会員資格の喪失)</p> <p>1.会員は以下の各号に該当する場合には、本カードの会員資格を喪失するものとします。なお、本カードの会員資格喪失および会員資格喪失に伴うPASMOオートチャージサービス(以下、「オートチャージサービス」という。)の退会による会員の損害に対し、各社はその責めを負いません。</p> <p>(1)第2条に記載する規約、規則および本特約のいずれかに違反した場合 (2)JCBの会員資格を喪失した場合 (3)ANAマイレージクラブの会員資格を喪失した場合 (4)PASMOオートチャージサービス(以下、「オートチャージサービス」という。)会員資格を喪失した場合(ANA To Me CARD PASMO JCB(以下「ソラチカ一般カード」という。)の会員に限る)</p> <p>(5)以下変更なし</p>	<p>第1章 総則 第10条 (会員資格の喪失)</p> <p>1.会員は以下の各号に該当する場合には、本カードの会員資格を喪失するものとします。</p> <p>(1)第2条に記載する規約、規則および本特約のいずれかに違反した場合 (2)JCBの会員資格を喪失した場合 (3)ANAマイレージクラブの会員資格を喪失した場合 (4)PASMOオートチャージサービス(以下、「オートチャージサービス」という。)会員資格を喪失した場合(ANA To Me CARD PASMO JCB GOLDの会員は除く)</p> <p>(5)以下変更なし</p>	現行赤字部分の削除 青字部分修正